

公 告

基山町校務系ネットワーク更新事業について、次のとおり公募型プロポーザルによる納入業者の選定を行うので公告する。

令和 7 年 4 月 7 日

基山町長 松 田 一 也

1 業務概要

- (1) 件 名 基山町校務系ネットワーク更新事業
- (2) 業務内容 基山町校務系ネットワーク更新事業仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
令和 7 年 11 月 30 日まで ネットワーク構築
令和 7 年 12 月 1 日以降 運用・保守
- (4) 履行場所

【教育委員会】基山町役場 教育学習課 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地
【町立学校】 小学校 2 校 ・基山小学校 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 41 番地
・若基小学校 佐賀県三養基郡基山町けやき台 2 丁目 2 番地
中学校 1 校 ・基山中学校 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 941 番地

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までの期間、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (4) 基山町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 当該事業の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (6) 同一法人、団体又は代表者が、重複して参加表明していないこと。

- (7) 佐賀県又は福岡県内に本店又は支店を有すること。
- (8) 過去5年間で、本業務と同種または類似業務（学校の校務系・学習系のネットワーク構築等）について、国、地方公共団体等と契約実績があり、十分な知識及び技術を有すること。

3 業者委託者選定方法

基山町校務系ネットワーク更新事業プロポーザル実施要領のとおり行うものとし、その実施要領、仕様書及び各種様式等は、基山町ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

4 連絡先

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地

基山町役場 教育学習課 教育総務係 （担当：堤、荒巻）

T E L 0942 (92) 7980 (直通) F A X 0942 (92) 0741